

令和 7 年（2025 年） 6 月定例議会本会議（ 6 月13 日）

議会基本条例検証特別委員長 最終審査報告

ただいま議題となりました、議会基本条例検証特別委員会における審査の経過と結果の最終報告を申し上げます。

本委員会は令和 5 年10 月 4 日の本会議において設置され、令和 6 年 9 月定例議会において、それまでの審査の経過と結果について中間報告を行ったところであります。

中間報告において、検証がより客観的で説得力のあるものとなるよう、外部評価の実施について委員会として決定した旨を報告したのち、同日の本会議において地方自治法第100条の 2 の規定により、議会基本条例の検証に関する専門的事項に係る調査を学識経験者に依頼することについて議決を得て、外部評価の実施が決定しました。

本報告では、その後、延べ 6 回にわたる委員会での主な審査内容を申し上げます。

まず、外部評価については関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を活用し、同大法学部の出石稔教授及び牧瀬稔教授に依頼しました。評価方法は、委員会における評価と同様に、4 段階で条例の目的の達成度を表し、評価の理由または意見を付していただきました。

さらに、令和6年11月25日の委員会に、参考人として出席いただき、評価理由の説明及び意見をお聞きするとともに、質疑及び意見交換を実施しました。

主な内容としては、大規模災害に限らないあらゆる不測の事態への対応、専門的知見の活用、議員研修会の在り方、他の自治体議会やその他の機関等との交流・連携などについてであります。

この外部評価では、法学的な視点、議会を取り巻く環境における最新の情報、条例そのものの構成の在り方など、議会内部からは気づき得ない多くの示唆をいただきました。

さらに、委員会として外部評価を踏まえた再評価を行い、最終的に、全34条中12条において条例改正の必要があり、また3点について運用改善の必要があると結論付けたところであります。

なお、条例改正案については、本年4月10日から30日にかけてのパブリック・コメント手続を経て、その他の条文整備を含めた議案を本委員会発議として提出しておりますので、その際、詳細に提案理由の説明を申し上げたいと思います。

また、本検証において、各条文が指し示す内容、議会及び議員が目指すべき姿などについて議論を深め、明らかにしていく中で、これらを形として残すことが必要であるとの認識に至りました。この

ことから、議会基本条例の逐条解説を改めて整備しました。

今後、本市議会の最高規範的位置づけを持つ議会基本条例に沿った議会運営に、役立てられることを願うものであります。

以上が、審査の経過及び結果であります。これにより本委員会は、議会基本条例の改正に係る議案を提出するとともに、以下の提言を申し上げ、付議事件に対する審査を終了します。

～～～～～

本検証において、今後の運用変更やさらなる取組の推進、新たな仕組みの構築にかかる検討が必要な事項として、以下のとおり提言します。

- 1 市政に関する市民からの直接的な政策提言の手法である請願及び陳情の仕組みを、さらに市民に周知する方策を検討するとともに、制度の趣旨を踏まえた効果的な意見陳述の在り方を検討されたい。
- 2 議事機関の機能強化という条文の趣旨を踏まえて、改めて議決事件として追加すべき案件があるかどうか検討されたい。
- 3 議員任期中に議会基本条例の検証を行う旨条例に規定されることを踏まえて、効果的な検証の仕組みを検討されたい。

なお、議会基本条例は本市議会が目指すべき姿を示すものであることから、これらにとどまることなく、今後も各条文の趣旨や意図するところを念頭に、たゆまぬ努力や取組を継続していくことが求められると考えます。

以上で報告を終わります。